

# 大阪柔整だより

## 負傷の徴候の認められない患者への 医科受診指導を促進する。

「昭和 11 年に各都道府県ごとに所在の社団法人柔道整復師会（現公益社団法人柔道整復師会）と協定を結び料金表を定めて委任払の方式をとって以来現在に至っている。これは整形外科担当の医療機関の配置・医師数の不足、それに加えて、わが国の被保険者が、従来慣習上、特に都市以外においては外科医に受療するよりもむしろ柔道整復師の施術をうけることが多いこと、柔道整復師が行う施術の一部には整形外科医の行う医療方式と同一理論によるものがある等の理由により、被保険者保護の立場から認められたものである。」

（療養費の支給基準 第3 柔道整復師の施術 沿革より抜粋）

我々の柔道整復術は決して万能ではありません。原因のない痛みや、内科的原因による疾患等は、本来医科を受診すべきです。患者さんのために医科受診を促すことも時には必要となります。その際には「無病」とし、初検料のみ算定します。

患者が異和を訴え施術を求めた場合で、初検の結果何ら負傷と認むべき徴候のない場合は、初検料のみ算定できること。

（療養費の支給基準 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項より抜粋）

また、骨折や不全骨折、脱臼の同意を得る際の医科受診や、数年数か月に及ぶような長期に亘る負傷等は、医科受診を促すことも必要となります。その際には「転医」とし、算定します。

また、協力指導病院の了承のもと、医師への「診察依頼書」の様式も作成いたしましたのでご活用ください。（【本会HP→会員専用→各種ダウンロード→各種書式→本会専用診察依頼書（紹介書）】でダウンロードしてください。）

患者さんの抱え込みによる府民の健康被害はあってはなりません。医科受診を促すための「無病」「転医」であること、より良い地域密着の接骨院・整骨院を目指すために、公益社団法人大阪府柔道整復師会会員の皆様のご理解とご協力の程、よろしく願いいたします。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 保険部

## 介護保険のコラム Vol.27

### ～地域包括ケアシステム参入事例 その2～

地域包括ケアシステム参入事例を、シリーズでご紹介したいと思います。

第2回目は、枚方市での参入事例をご紹介します。

枚方市では、毎年度入札により事業を受託しております。

対象者は枚方市内にお住まいで、要支援1・要支援2及び事業対象者の認定を受けた方だけではなく、65歳以上の全ての高齢者を対象に枚方市が指定する生涯学習市民センター（市内8カ所）で事業を実施しています。

事業の運営は、各生涯学習市民センターを会場として、月1回、約90分のプログラムを2名の従事者（機能訓練指導員＝柔道整復師及び補助従事者）で行います。

この事業では参加者が枚方市の指定する訓練項目を会場で実践するという方式となっています。

その際、会場に集まった参加者に身体状況や能力に応じて個別に指導を行い、自宅でも継続して行えるよう、理解を求め実践して頂く事が重要視されています。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

### \*後期高齢者医療被保険者証の一斉更新(定期判定)について\*

大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者証の有効期限は、毎年8月の定期判定に併せ、原則として8月1日から翌年7月31日までの1年間となっています。

平成28年7月交付の被保険者証の有効期限は、平成29年7月31日までとなります。

このたび有効期限を平成30年7月31日とした、新しい被保険者証が市区町村を通じ、発送されます。

なお、一部負担金の割合が8月から変更になる場合がありますので、必ず被保険者証の確認をお願いします。

#### ○ 被保険者証の表示例

有効期限	平成30年7月31日
資格取得年月日	資格を取得した日
発効期日	資格取得日もしくは保険者番号、負担割合の変更日
交付年月日	平成29年7月3日
一部負担金の割合	3割（平成29年7月31日までは1割）

※交付年月日が上記と異なる場合があります。

※7月と8月以降の一部負担金の割合が同じ場合は、8月以降の割合のみ表示されています。

形状：「薄緑色」から「桃色」に変更。（大きさ及び紙の厚さに変更はありません。）  
従来の被保険者証（薄緑色）は平成29年8月1日から使用できません。

## 保険者変更通知

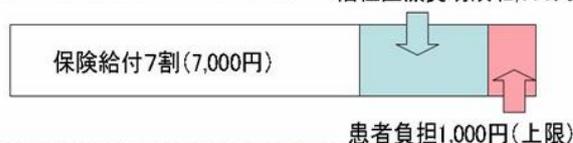
変更前	内容	変更後	変更日
USEN健康保険組合 06139612	移 転	USEN健康保険組合 06273858	H29年6月1日
法務省共済組合 札幌法務局支部 31010549 法務省共済組合 函館地方法務局支部 31010556 法務省共済組合 旭川地方法務局支部 31010564 法務省共済組合 釧路地方法務局支部 31010572	統 合	法務省共済組合 法務局札幌支部 31010549	H29年4月1日
法務省共済組合 検察庁名古屋支部 31230071 法務省共済組合 富山地方検察庁支部 31160013 法務省共済組合 金沢地方検察庁支部 31170053 法務省共済組合 福井地方検察庁支部 31180011 法務省共済組合 岐阜地方検察庁支部 31210024 法務省共済組合 津地方検察庁支部 31240039	統 合	法務省共済組合 検察庁名古屋支部 31230071	H29年4月1日
法務省共済組合 検察庁高松支部 31370026 法務省共済組合 徳島地方検察庁支部 31360035 法務省共済組合 松山地方検察庁支部 31380025 法務省共済組合 高知地方検察庁支部 31390016	統 合	法務省共済組合 検察庁高松支部 31370026	H29年4月1日

### 大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

*例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)*

○福祉医療費助成を使用した場合 福祉医療費助成(2,000円)



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



*この場合、患者さんの窓口負担は生じません。*

障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、左記に示すようなイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのないようにお願いします。